

～すべての人が暮らしやすい社会を目指して～

共生社会コミュニケーション 検定試験

2024年4月1日から施行される障害者差別解消法改正により、
公的機関だけでなく、民間企業にも

合理的配慮の提供が義務化されます。

障害のある人もない人も、お互いにその人らしさ認め合いながら共に
生きる“共生社会の実現”に注目度がますます高まっています。

共生社会を実現するためには、一人ひとりが「気づく」「知る」「考
える」「行動する」の4つの段階が必要となります。

当社では、共生社会の実現を目指し、お客さまの立場に寄り添ったコ
ミュニケーションを浸透させ、より一層のサービスの質を向上させる
ための一助となる教材を提供しています。

行職員の皆様への周知に検定試験・書籍・動画等の教材を是非ご活用
ください。





共生社会コミュニケーション検定試験の概要

共生社会コミュニケーション検定試験 試験概要

多様性を活かし、人と人が支え合う共生社会を実現するための基本知識や考え方、行動するために必要なコミュニケーションに対する考え方の理解度を測定します。

出題形式	三択択一式 50問(各2点) 100点満点
認定基準	100点満点中70点以上得点することが目安です。
試験時間	1時間(60分)
受験料	4,950円(税込)
出題範囲	<p>1. 共生社会とコミュニケーション 15問 ・共生社会におけるコミュニケーション ・共生社会の一員になるために</p> <p>2. 障害を知る 5問 ・障害とは(定義・概要等)</p> <p>3. 当事者の声と対応のヒント 15問 ・よかったこと調査 ・アクセシブルミーティング(みんなの会議)</p> <p>4. 共生社会の教養 5問 ・共生社会の教養とは(2つのコミュニケーション)</p> <p>5. 支援ツール 10問 ・共生社会の実現を支援するツール</p> <p>※出題範囲・内容は一部変更が生じる場合があります。</p>
試験方式	CBT方式
試験会場	全国47都道府県約300会場で受験可能 (CBT-SolutionsのCBTテストセンターにて受験)
携行品	本人確認書類のみ ※本人確認書類の種類につきましては、CBT-Solutions「よくある質問」ページよりご確認ください。
試験日	合否は試験終了後に即時判定されます。テストセンターではスコアレポートが発行されますので、50問出題のうち、どの学習分野、出題項目を正答できたかを確認することができます。合格者は受験日の翌日以降、マイページから合格証書を出力することができます。
参考書籍	「共生社会の教養」(経済法令研究会 刊) 公益財団法人 共用品推進機構 編著 ●A5判・192頁 ●定価:2,530円(税込)



参考書籍(公式テキスト)のご案内

共生社会コミュニケーション検定試験 公式テキスト

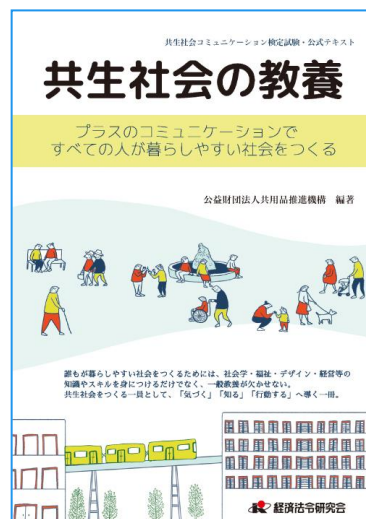
共生社会の教養

プラスのコミュニケーションで
すべての人が暮らしやすい社会をつくる

経済法令研究会 刊

公益財団法人 共用品推進機構 編著

●A5判192頁 ●定価: 2,530 円(税込)



【本書のポイント】

●社会で生活するための教養を学ぶ

誰もが暮らしやすい社会を実現したいと思ったときに、スキルを身につける前に、まず学ぶべき心得とは何か知っていますか？

単なる知識やスキルの習得だけでは、すべての人が暮らしやすい社会をつくることはできません。本書は社会学や福祉学、デザインや経営等を学ぶ前に身につけるべき教養を説明します。

●すべての人が暮らしやすい社会をつくる＝共生社会とは

ソーシャルインクルージョンを推進し、すべての人が自立し、互いに助け合う差別や偏見のない社会を実現するためには、知識を詰め込むだけではなく、周囲に気づき、相手を知って、相手を考えたいでの行動が必要です。

具体的な「気づき」「知る」「考える」「行動する」のそれぞれのコツが学べます。

●プラスのコミュニケーションが共生社会を実現させる

情報だけでなく、意思を伝えるコミュニケーションを意識していますか？

人が「良い」と思うコミュニケーションは 様々です。

本書は共用品推進機構が実施した調査をもとに、具体的なコミュニケーション例を多数紹介していますので、きっとあなたのコミュニケーションのヒントが見つかります。

◆各章ごとの確認テストで試験対策にも役立ちます。



動画のご案内 2024年3月発売

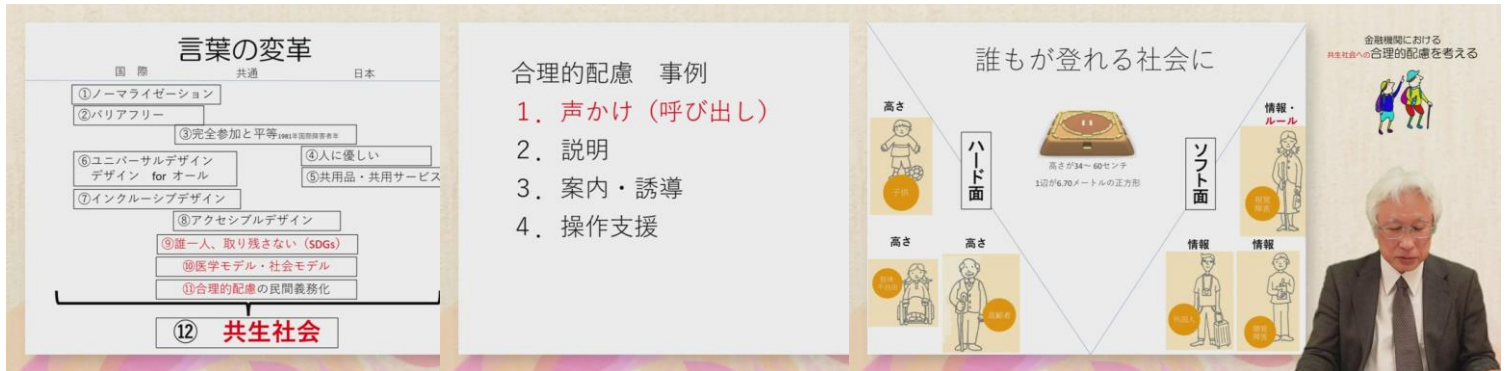
金融機関における 共生社会への合理的配慮を考える

障害者差別解消法の改正に伴い2024年4月1日から、民間機関も義務化になる「合理的配慮」を中心に誰もが暮らしやすい「共生社会」に関して紹介します。

合理的配慮とは、「障害のある人が生活する上で、障害のある人だけが活動の制限されるモノ（建物、設備機器等）・コト（各種サービス等）・仕組みに関して、それらの提供者・社に対して、改善の要望があった場合、その改善を行う際に過重な負担でない限り、その要望を行わなければならない」というものです。

「障害のある人からの要望とは」、「過重な負担でないとは」に関して、法律で具体的な数値で示されているわけではありません。

では、障害のある人からの要望を受け取った場合、どのような判断をしたら良いかを、事例を含めて紹介していきます。



内容	1.合理的配慮の背景（9:47） 2.合理的配慮を望む人たち（12:29） 3.金融機関における合理的配慮 事例（8:53） 4.2つのコミュニケーション（11:17） ※確認テスト付き（10問）
講師	星川 安之 氏（公益財団法人共用品推進機構 専務理事）
納品方法	MP4データ納品
価格	440,000円（税込）

● 共生社会コミュニケーション検定試験についてのお問合せ先 ●

《主催》  日本ホスピタリティ検定協会 <https://japan-hospitality.jp/>

■ 事務局 〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21 TEL 03-3267-4817
(株) 経済法令研究会内

《実施・運営》  経済法令研究会 <https://www.khk.co.jp/>

■ 営業推進部 〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21 TEL 03-3267-4810

経済法令ブログ

<https://khk-blog.jp/>